

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO.11 2021年2月3日発行者：JR東海労静岡地方本部 半場弘恭

申第11号「令和3年3月ダイヤ改正」 に関する申し入れで業務委員会開催 諸要求の一部が実現！！

1月27日、申第11号「令和3年3月ダイヤ改正に関する申し入れ」で業務委員会を開催し、地本は会社と議論を行いました。

以下回答と主な議論です。

1. 基本要件

- ① 折り返し運転作業は8分以上確保すること。とりわけ豊橋における4分（浜松125行路939M～948M）を解消すること。

回答：作業上の必要な時分は確保しているので、そのような考えはない。

- ② 順方向への乗り継ぎ時間は3分以上、電話乗り継ぎは5分以上を確保すること。

回答：作業上の必要な時分は確保しているので、そのような考えはない。

- ③ 日勤行路の終了時刻は、長距離通勤者や在宅休養時間等に配慮し19時前とすること。若しくは日勤行路を無くすこと。

回答：そのような考えはない。行路作成にあたっては様々な要素を総合的に勘案し、行路ごとのバランスなども考慮し乗務割り交番作成規程に則って作成している。他の行路への影響も考慮し現行のままとする。

- ④ 泊行路の出勤時刻は前泊とならないよう9時以降とすること。とりわけ沼津運輸区167行路は、前行路の明けで指導訓練を指定されると午後訓練となり、8:06の出勤では休養が不十分となる。出勤時間

を遅くするか、166 行路と 167 行路を入れ換えること。

回答：行路の差し替えにより、B 167 行路の出勤時間を 9 時台とする。

- ⑤ 泊行路の明けは、拘束時間を 5 時間程度とすること。とりわけ静岡運輸区 11 行路で明けの拘束時間を短縮するため最後の 130M 出区担当作業を最初に持ってくること。

回答：そのような考えはない。行路作成にあたっては様々な要素を総合的に勘案し、行路ごとのバランスなども考慮し乗務割り交番作成規程に則って作成している。他の行路への影響も考慮し現行のままとする。

- ⑥ 食事時間は非労働時間にて 40 分以上確保すること。

回答：そのような考えはない。必要な食事時間は確保している。

- ⑦ 土・休・祝日の行路も明らかにすること。

回答：行路が未確定のため、提示できない。

- ⑧ 浜松～豊橋の運転士の乗務は、浜松運輸区持ちとすること。

回答：そのような考えはない。行路作成にあたっては様々な要素を総合的に勘案し、行路ごとのバランスなども考慮し乗務割り交番作成規程に則って作成している。他の行路への影響も考慮し現行のままとする。

2. 労働条件改善要求

- ① 熱海駅における特急踊り子 E 257 系の分割作業については、J R 東海乗務員に分割に関わる作業を行わせないこと。

回答：特急踊り子号の分割作業については、現在 J R 東日本と調整中である。

- ② 沼津洗浄線乗務員休憩室（検修詰め所 3 階）を、沼津運輸区以外の乗務員も使用できるようにすること。

回答：行き先地における待ち合わせは、線区別指導事項に記載された乗り継ぎ詰め所などを使用することとしており、そのような考えはない。但し異常時等で、管理者の許可を得た場合はこの限りではない。

- ③ 駅の訓練において、移動時間は労働時間とすること

回答：そのような考えはない。尚、乗務員については訓練を行路の一部として指定しており、勤務箇所出発から帰着までを訓練時間として指定しているものである。

- ④ 運輸区において、泊行路の年休について 1 日のみ年休として、もう一日を出勤させている実態がある。就業規則第 74 条「年休は 1 労働日を単位として使用する」の 1 労働日について、会社の見解を明らかにすること。

回答：一労働日とは、一暦日（午前 0 時から 24 時間後の 0 時まで）のこ

とである。

3. その他

- ① 出発点呼時における一口諮問は、その内容を指導訓練や指導掲示等で行うようにし、廃止すること。

回答：乗務員が掲示等を正しく理解しているかを確認するために実施しているため、そのような考えはない。

- ② 新型コロナウイルス対応のために乗務員室背面に掲出する札（「安全運行を確保するため、乗務員がマスクを外す場合がございます。ご理解をお願いいたします。」）は、ステッカーにして貼るようにすること。

回答：マスクについては、コロナの罹患防止のために一時的に行っている措置のため、ステッカーを用いた掲示は考えていない。

《主な議論》

組合：939M～948Mの4分折り返しは、現在でも同様の作業があるが、間に合っていない。

会社：可能である。

組合：タブレットの操作もあり間に合っていないのが実態である。再検討すること。

会社：そのような考えはない。

組合：乗り継ぎ時間も非常にタイトで乗務員に負担が掛かっている。遅れば利用者に迷惑をかけることになる。繰り返し要求する。

組合：沼津167行路の出勤時刻を9時台にしたことについて、どのように実現したのか。

会社：複数の仕業で変更をかけているので、ここでは説明できないが、9時17分の出勤となった。

組合：他に影響していることが考えられる。ダイヤ改正後に検証していく。

組合：熱海駅における踊り子号の分割作業について、どのような方向で調整をしているのか。

会社：分割作業を東日本にやってもらう方向でお願いしている。

組合：分割作業をすべて発車できる状況までお任せするということがよいか。

会社：ほぼほぼそのとおりであるが、東日本の取扱いがあるのでそれを逸脱するわけにはいかないが、どこまでやってもらえるかと調整している。

組合：東海乗務員の負担軽減が安全確保に繋がるという観点から、調整を進めること。

組合：静岡の乗務員が沼津での入れ換え作業において、詰め所での休憩

は傷害事故防止のために洗浄線の詰め所の使用を許可しても良いのではないか。

会社：線区別指導事項に記載してある詰め所の使用が基本であり、移動の時間も十分確保している。

組合：異常時には悪天候なども含めて考えることはできないか。

会社：台風などの場合は、管理者の許可で使用することは可能であると考えている。作業の変更もありうるので、そのような場合は管理者とやりとりしていただきたい。

組合：静岡運輸区での年休付与について泊行路で1日目が年休、2日目が勤務という事例があった。その後は是正されたと聞いているがどういうことだったのか。

会社：泊まり明けで年休を申し込まれて、泊まり明けを年休付与するのは原則であるが、場合によっては事業の正常な運用を妨げるときには時季変更権を行使することがあるのは一般論である。勤務作成者が替わったことで引き継ぎが十分でなかったことから発生したと聞いている。取扱いを何か是正したということではない。一時的に発生したものである。

組合：点呼時の一口諮問は止めて、点呼者の渋滞を解消すること。

以上